

## 村上市議会政務調査費の交付に関する規則

平成 20 年 4 月 1 日

規則第 3 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、村上市議会政務調査費の交付に関する条例(平成20年村上市条例第 6 号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務調査費に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付申請)

第 2 条 政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年 4 月 15 日までに、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書(様式第 1 号)により申請しなければならない。また、申請した事項に異動が生じたときは市長に対し、議長を経由して政務調査費交付変更申請書(様式第 2 号)により変更申請しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年 4 月 15 日までに、市長に対し、議長を経由して政務調査費交付申請書(様式第 3 号)により申請しなければならない。

3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は市長に対し、議長を経由して会派解散届(様式第 4 号)を提出しなければならない。

### (交付決定)

第 3 条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派及び議員について交付すべき政務調査費の額を決定し、当該会派の代表者及び議員に政務調査費交付決定通知書(様式第 5 号)により通知しなければならない。

### (使途基準)

第 4 条 条例第 5 条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係るものについては別表第 1、議員に係るものについては別表第 2 に掲げる項目ごとに概ね右欄に掲げるとおりとする。

### (会計簿等の整理)

第 5 条 政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の支出について会計簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理保有しなければならない。

### (事業実績報告書等の提出)

第6条 条例第7条第1項の規定により、会派の代表者及び議員は政務調査費事業実績報告書(様式第6号)に政務調査費収支報告書(様式第7号)を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定により議長に提出するときは、会計簿及び領収書等の証拠書類(以下「会計簿等」という。)を併せて提出しなければならない。

(事業実績報告書等の写しの送付)

第7条 議長は、前条の規定により提出された事業実績報告書等の写しを市長に送付するものとする。

(会計簿等の保管)

第8条 議長は、第6条第2項の規定により提出のあった会計簿等を、当該事業実績報告書等の提出期限から起算して5年を経過するまで保管しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の村上市議会政務調査費の交付に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

#### 別表第1(第4条関係)

##### 会派に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	会派が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、茶菓子代、交通費、旅費、宿泊費、器具借上料等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

	(参考図書、定期刊行物等)
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、郵便料、折込料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望、意見を吸収するための会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な消耗品の購入、通信等に要する経費 (事務用消耗品、郵便料、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

備考 政務調査費は、次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 慶弔費等の交際費的経費
- (2) 会派に属する議員の個人的な使途に充てる経費
- (3) 党費など政治活動経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査研究の目的に合致しない経費

別表第2(第4条関係)

議員に係る政務調査費使途基準

項目	内容
研究研修費	議員が研究会及び研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体の開催する研究会及び研修会に参加するために要する経費 (会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、茶菓子代、交通費、旅費、宿泊費、器具借上料等)
調査旅費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等)
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費 (参考図書、定期刊行物等)
広報費	議員の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費 (広報紙、報告書印刷費、郵便料、折込料、会場費等)
広聴費	議員が住民からの市政及び議員の政策等に対する要望、意見を吸収するた

	めの会議等に要する経費 (会場費、印刷費、茶菓子代等)
事務費	議員の行う調査研究活動のために必要な消耗品の購入、通信等に要する経費 (事務用消耗品、郵便料、備品、事務機器購入、リース代等)
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費

備考 政務調査費は、次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 慶弔費等の交際費的経費
- (2) 個人的な用途に充てる経費
- (3) 党費など政治活動経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、調査研究の目的に合致しない経費

様式第 1 号 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

( あて先 ) 村上市長

( 村上市議会議長経由 )

会派名

代表者名

印

### 政務調査費交付申請書

村上市議会政務調査費の交付に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請  
します。

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 代表者名
- 4 経理責任者名
- 5 所属議員数 人 ( 月 日現在 )
- 6 交付申請額 円 ( 年度分 )
- 7 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他必要な書類

様式第2号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)村上市長

(村上市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

政務調査費交付変更申請書

村上市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 異動内容

年度分

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			
交付申請額	円	円	



様式第4号(第2条関係)

年 月 日

(あて先)村上市長

(村上市議会議長経由)

会派名

代表者名

印

### 会派解散届

村上市議会政務調査費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 解散会派の名称
- 2 会派の解散年月日



様式第 5 号 ( 第 3 条関係 )

村総第 号  
年 月 日

会派代表者氏名

様

議 員 氏 名

村上市長

印

政務調査費交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった政務調査費の交付について次のとおり決定  
したので、村上市議会政務調査費の交付に関する規則第 3 条の規定により通知します。

1 年度政務調査費交付決定額 ( 年額 )

円



様式第7号(第6条関係)

政務調査費収支報告書

会派名  
代表者名 印

議員名 印

1 収入  
政務調査費 円

2 支出

	科 目	金 額	主たる支出内訳
	研究研修費		
	調査旅費		
	資料費		
	事務費		
	その他経費		
	合 計		

3 残額 円